

令和3年度税制改正大綱

昨年末、令和3年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回の税制改正では新型コロナにより経済が落ち込む中、経営環境が厳しくなる企業を下支えし、また、生活が苦しくなる個人への配慮を行う一方、「デジタル化」「グリーン化」といった国の方針に沿った新たな税制の創設、納税環境のデジタル化を進めるための見直しなどが盛り込まれています。紙面の関係上、その一部となってしまいますが、ご紹介していきます。



◆法人課税

① デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制

令和3年に産業競争力強化法の改正が予定されており、同法に定める事業適応計画（仮称）の認定を受けた企業が、その計画に従って、DXを促進するソフトウェア等を導入する場合に、その投資について、特別償却もしくは税額控除を選択適用できるようになります。

② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

同じく産業競争力強化法の改正により、同法に定める中長期環境適応計画（仮称）の認定を受けた企業が、その計画に従って、生産プロセスの脱炭素化に寄与する設備等を導入する場合に、その投資について、特別償却もしくは税額控除を選択適用できるようになります。

③ 中小企業向け所得拡大促進税制の見直し

制度が2年間延長された上で、従前では継続雇用者給与等支給額の前年比にて行っていた1.5%以上の増加判定要件を、雇用者給与等支給額の前年比にて行うことになりました。これにより継続雇用者給与等支給額の集計が不要となり、適用判定が簡便になります。

◆個人所得税課税

① 住宅ローン控除の特例措置

消費税率が10%に改正された際に導入された特例措置で、控除期間を10年→13年間に延長するというものについて、従来は令和2年12月31日までに入居した住宅が対象となっていたものを、令和3年1月1日～令和4年12月31日までに入居の住宅についても適用ができることとなります。

② 退職所得課税の適正化

退職金に対する所得税の課税においては、退職所得控除後の金額に1/2を乗じて所得金額を計算します。現在、勤続年数が5年以下の役員の場合には、この1/2を乗じる計算ができないこととなっていますが、その適用対象が役員以外の従業員にも拡大されます。ただし、退職金額から退職所得控除を差し引いた金額のうち300万円部分については1/2の計算を認め、それを超えた部分についてのみ1/2を認めないという一定の制限を設けます。

◆資産課税

① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税限度額につき、縮減予定であった令和3年4月1日から12月31日契約分が、3月までのものと同額（良質な住宅用家屋1500万円、それ以外は1000万円）に据え置きとなります。また、贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1000万円以下である場合に限り、対象となる住宅用家屋の床面積要件の下限を50㎡から40㎡に引き下げます。

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

改正前は、贈与者死亡時における費消していない残額については、死亡前3年以内分のみを相続税の課税対象、受贈者が孫である場合の2割加算の対象外となっているものを、一定のものを除き、残額のすべてを課税対象、2割加算の対象とした上で、適用期間を令和5年3月31日まで2年間延長します。

◆その他

① 電子帳簿保存関係（帳簿書類のデータ保存、スキャナ保存）

経理の電子化による生産性の向上やテレワークの推進などをふまえて、電子帳簿保存制度については抜本的な見直しがされます。まず、承認制度が廃止され、さまざまな要件について、緩和がなされます。

② 税務関係書類における押印義務の見直し

担保提供関係書類など一部のものを除き、税務関係書類の押印が原則として不要となります。